

# 研修に関する要件についての疑義解釈

## 【目次】

研修内容について

研修期間について

認証について

全般的なことについて

研修内容の要件について

研修期間の要件について

連携の要件について

研修修了証の要件について

## 研修に関する要件についての疑義解釈(その3)

### 【研修内容について】

問 1 研修施設から提供されたスケジュールに、外来治療センターでの服薬指導との記載があります。研修では副作用の確認や支持療法の検討などを行ったうえで服薬指導を実施していますが、それらの要件を満たすと判断しても良いでしょうか。

(答)服薬指導との記載があったのみでは、「患者への服薬指導」の要件以外を満たすとは判断できません。研修カリキュラムなどに、副作用の確認や支持療法の検討など、行っている内容が明確に記載されていることが必要です。なお、提供された資料から研修内容の要件を判断できない場合には、研修施設から「様式3 研修内容についての証明書」を用いて、各研修内容の要件について、実施していることを証明してもらうことで、代替することができます。

## 研修に関する要件についての疑義解釈(その2)

### 【研修期間について】

問 1 研修修了証に研修開始日および研修終了日が記載されていますが、研修期間が確認できる書類として取り扱うことは可能でしょうか。

(答) 研修開始日および終了日が記載されている研修修了証を、研修期間が確認できる書類として取り扱うことは差し支えありません。その場合、WEB 申請時の特記事項にその旨を記載し、様式 4 郵送書類チェックリストの「研修期間が確認できる書類の写し」の欄はチェックを入れて郵送してください。

問 2 研修開始日および研修終了日が記載されている書類がないので、【様式 2-1】「がんに関する研修期間の証明書」で研修開始日および研修終了日を証明してもらうことで代替可能でしょうか。

(答) 研修開始日および研修終了日について、【様式 2-1】で証明することは認めていません。研修実施医療機関または研修実施団体から交付された書類で確認できることが必要です。なお、詳細な日付が記載されていない場合でも、継続的に行われている研修事業で 30 日間以上の研修期間があることが広く一般に公表されている場合は、当該研修事業の研修要綱等を提出することで代替可能です。その場合は、WEB 申請時の特記事項にその旨を記載し、研修期間が確認できる書類として、研修要綱等をご提出ください。

### 【認証について】

問 3 研修歴によりがん診療病院連携研修の修了と同等以上の経験と知識を有すると認証された場合に、認証の有効期限はありますか。

(答) 認証に有効期限はありません。なお、認証を取得するための申請は、2022 年(令和 4 年)3 月 31 日までに、申請に関しての必要な書類が届いた方のみとなりますのでご注意ください。

## 研修に関する要件についての疑義解釈(その1)

### 【全般的なことについて】

問 1 研修に関する要件について、研修病院または「学術団体、または、がんに関しての認定を行っている団体(以下、「研修実施団体」という)」から提示されている資料一つでは、要件を網羅することができませんが、複数の資料を提出することで要件を満たすことは可能でしょうか。

(答) 研修病院または研修実施団体から提出されている資料であれば、研修に関する複数の資料を合わせて要件を満たすことは可能です。例えば、研修要綱と研修スケジュールを合わせて研修内容の要件と研修期間に関する要件を満たすことは差し支えありません。

問 2 講義のみの研修を 30 日間以上受講していますが、要件に該当しますか。

(答) 講義のみの研修は該当しません。実地における実技を伴った研修であることが必要です。ただし、実地研修の一環として講義研修が設定されており、その内容から研修に関する要件を満たすことは差し支えありません。

問 3 「複数の異なった実地研修」とはどのような場合を指しますか。

(答) あらかじめ複数の医療機関が設定されている研修を除き、異なる医療機関で実施された研修を想定しています。具体的には、A 病院の研修と B 病院の研修が合わせて 30 日間を超えたとしても要件を満たしません。

問 4 研修病院の所属長の証明は、誰にもらったらよいのでしょうか。

(答) 研修病院で、研修を実施した部門の責任者として定められている方です。薬剤部門で実施した場合は、一般的には薬剤部長が所属長になると考えられますが、判断に迷う場合には、研修病院にご確認ください。

問 5 過去に実施した研修時点から、研修病院の所属長が変わっているが、どうしたらよいでしょうか。

(答)現在の所属長に過去時の研修の状況について証明してもらうことで差し支えありません。

【研修内容の要件について】

問 6 日々の研修で学んだことなどを研修記録として作成しており、研修病院に提示していますが、研修記録の記載内容で研修内容についての要件を満たすことは可能でしょうか。

(答) 研修記録で研修内容の要件を満たすことは認めません。研修カリキュラムから規定する内容が確認できない場合には、研修病院の所属長から、本学会より今後提示する様式に基づいて証明を受けてください。

問 7 「多職種連携」に関する内容とはどのような内容を指すのでしょうか。

(答) がん診療病院連携研修のコアカリキュラム 2.(ア)「研修病院で実施される診療科カンファレンス、カンサーボードなどに参加し、がん治療における薬剤師の役割を学ぶ。」を想定しており、研修内容に診療科カンファレンスへの参加やカンサーボード、緩和ケアチームなどの項目が含まれていれば、要件を満たします。

問 8 「検査結果等に基づいた、抗がん薬処方内容の検討」に関する内容とはどのような内容を指すのでしょうか。

(答)がん診療病院連携研修のコアカリキュラム 2.(オ)「腎機能、肝機能、血液学的検査などの指標に基づいて、抗がん薬の種類、投与量、投与期間等の変更を検討する。」を想定しています。具体的には、入院・外来患者への服薬指導等を通して、治療のモニタリングやレジメンチェック、処方内容の検討などが含まれていれば、要件を満たします。

問 9 「支持療法」に関する内容とはどのような内容を指すのでしょうか。

(答)がん診療病院連携研修のコアカリキュラム 2.(カ)「がんまたはがん化学療法による様々な症状に対して、支持療法を検討する。」を想定しています。抗がん薬の副作用についての内容、緩和ケアなどの項目が含まれていれば要件を満たします。

問 10 研修内容の項目について、一つの記載内容で複数の項目の要件を満たすことは可能でしょうか。

(答)要件に合致している記載であれば、複数の項目の要件を満たすことは可能です。例えば、研修内容に「レジメンチェック」が設定されていた場合は、「レジメン」、および、「検査結果等に基づいた、抗がん薬処方内容の検討」の要件を満たします。

【研修期間の要件について】

問 11 がん以外との複合研修とはどのような場合を指すのでしょうか。

(答)研修病院または研修実施団体から提出されている資料に記載されている研修に関しての説明などから、がんに特化していることが確認できない研修は、すべてがん以外の複合研修とみなします。

問 12 複合研修の場合で、がんに関する部分が 30 日間以上設定されていることが明確に確認できることとはどのようなことを指すのでしょうか。

(答)研修病院または研修実施団体から交付されている資料に、明確にがん医療についての内容が確認できることが必要です。研修スケジュール上、単に「病棟業務」と記載されていただけでは、研修内容が確認できないため、日数に入れることはできません。病棟業務に関しての研修内容として、がん患者への服薬指導であることが明記されていれば、日数に入れることは可能です。がんに関する部分が半日設定されていれば、0.5 日として日数に入れることができます。半日未満の場合は、日数に入れることはできません。実際に研修でがんに関しての研修を 30 日間以上実施しており、資料で確認できない場合には、本学会より今後提示する様式に、研修病院の所属長

から証明をもらってください。

【連携の要件について】

問 13 「現在勤務している施設において医療機関と薬局との連携について実践」とはどのような内容を指すのでしょうか。

(答) 具体的には今後の申請要領等で示しますが、医療機関が実施している勉強会に参加していることのみでは要件は満たしません。具体的には、トレーシングレポートを介して医療機関の薬剤師等とやり取りを行っている場合および医療機関から受け取った情報を活用していることなどを想定しています。

問 14 研修の内容に、薬局との連携についての項目が含まれていましたが、現在の勤務先での連携について提出する必要があるのでしょうか。

(答) 研修内容として、連携に関する項目が含まれていれば、現在の勤務先での連携についての内容を提出する必要はありません。

【研修修了証の要件について】

問 15 薬局あるいは薬局経営企業から研修修了証が発行されていますが、要件に該当するのでしょうか。

(答) 該当しません。研修病院が発行したものであるか、研修実施団体が発行した研修修了証であることが必要です。

問 16 研修修了証に記載されている勤務薬局名が過去の勤務先の場合は、要件に該当するのでしょうか。

(答) 勤務先が異なっていたとしても、他に記載すべき要件が満たされていれば、差し支えありません。

問 17 申請時点で研修修了証が交付されていない場合は、いつまでに研修修了証を提出すればよいのでしょうか。

(答)具体的には今後の申請要領等で示しますが、おおむね 3 か月以内に提出する必要があると考えます。